

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（平成20年5月28日法律第45号）に基づき、バイオ燃料の製造に際し、原料供給者とバイオ燃料製造事業者が共同して作成し主務大臣の認定を受けた「生産製造連携事業計画」に従って新設されたバイオ燃料製造設備</p> <p>[対象設備]木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備、ガス製造設備</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>バイオ燃料製造業者が対象設備を新設した場合、バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準について、3年間、ガス製造設備については2分の1、ガス製造設備以外の製造設備については3分の2に軽減する措置を2年延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則15条第20項		
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲41) [平年度] ー (▲49)</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農林漁業由来のバイオマスを活用した国産バイオ燃料の生産拡大を通じ、農林水産業の新たな需要を開拓し、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化、農山漁村地域の活性化及び地球温暖化の防止を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>バイオマスなど農山漁村の未利用資源を活用することは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待される。</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画の見直しが進められており、再生可能エネルギーの一層の導入拡大に向け施策の強化が図られているところである。農林水産省においても、本年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」の中で、再生可能エネルギーの導入をKPIに位置づけており、また、「バイオマス活用推進基本法」（平成21年6月12日法律第52号）に基づき策定している「バイオマス活用推進基本計画」（平成28年9月16日閣議決定）について、5年ぶりの見直しを行うこととしており、バイオマス等のエネルギー活用への取組を一層推進する考えである。</p> <p>一方、現状においても化石燃料に比べ供給コストが高いバイオマスの普及拡大を図るためには、投資家・事業者の参入を促すための税制によるインセンティブ付与が必要であり、バイオ燃料製造設備の初期投資に係る税負担の軽減措置を推進する必要がある。</p> <p>これまで「農林漁業バイオ燃料法」（平成20年10月施行）に基づき、27件の生産製造連携事業計画の認定を通じて、農山漁村のバイオマスの活用を推進してきたところであるが、目標達成のためには、重要な支援措置である本税制の特例措置を通じて、原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が適切に連携した「生産製造連携事業計画」を推進することが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「みどりの食料システム戦略」(2021年5月12日)における位置づけ</p> <p>3. 本戦略の目指す姿と取組方向 (5) 本戦略が目指す姿と KPI (重要業績評価指標) ⑦2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。</p> <p>4. 具体的な取組 (1) 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進 ①持続可能な資材やエネルギーの調達 ・営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築 ・農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入 ・小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入 ・バイオ液肥(バイオガス発電の副産物である消化液)の活用による地域資源循環の取組の推進 ・地産地消エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)における位置づけ</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的な発展に関する施策 (8) 気候変動への対応等環境政策の推進 ① 気候変動に対する緩和・適応策の推進 家畜排せつ物等のバイオマス資源を有効利用したバイオガス化の取組や省エネルギー性能の高い施設園芸設備・機器の導入等により、気候変動の緩和策を推進するとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に寄与する。こうした取組により、農村において使用する電力の100%再生可能エネルギー化に向けて、体制を構築する。</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ③ 地域経済循環の拡大 ア バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用 農村の所得の向上・地域内の循環を図るため、地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、地域が主体となった地域新電力の立上げ等による再生可能エネルギーの活用を促進する。また、農村を含めた地域における災害時のエネルギーの安定供給を図るため、大規模電力のみに依存しない、地域の再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステム構築に向けた技術開発、普及を行う。 さらに、家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わら・もみ殻等のバイオマスについて、発電に加え、エネルギー効率の高い熱利用や、発酵過程で発生する消化液等の利用を促進するほか、新たなバイオマス製品の製造・販売の事業化に向けた技術開発や普及等の推進を検討する。</p> <p>○バイオマス活用推進基本計画(平成28年9月16日閣議決定)</p> <p>第1 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針</p> <p>2. 地球温暖化の防止 バイオマスを燃焼させること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。バイオマスの活用を推進し、化石資源由来のエネルギーや製品をバイオマス由来のそれらで代替することにより、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出を削減し、低炭素社会の実現を図ることで地球温暖化防止に貢献する。</p>
-----	-------------------	---

	<p>○エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）における位置づけ 第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸 1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向 (1)再生可能エネルギー ②政策の方向性 5)木質バイオマス等（バイオ燃料を含む） 未利用材による木質バイオマスを始めとしたバイオマス発電は、安定的に発電を行うことが可能な電源となりうる、地域活性化にも資するエネルギー源である。特に、木質バイオマス発電及び熱利用については、我が国の貴重な森林を整備し、林業を活性化する役割を担うことに加え、地域分散型、地産地消型のエネルギー源としての役割を果たすものである。 一方、木質や廃棄物など材料や形態が様々であり、コスト等の課題を抱えることから、既存の利用形態との競合の調整、原材料の安定供給の確保等を踏まえ、分散型エネルギーシステムの中の位置付けも勘案しつつ、森林・林業施策などの各種支援策を総動員して導入の拡大を図っていくことが期待される。</p> <p>○農林水産省の政策体系における位置づけ 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増産、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 《政策分野》 ・農業の持続的な発展 環境政策の推進 ・農村の振興 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>「市町村バイオマス活用推進計画」は、バイオマス活用推進基本法に基づき策定される各地域による創意工夫を生かしたバイオマス活用の主体的な取組を促進していくための計画であり、地域のバイオマスを活用した産業化に向けた取組の基盤となるものであるため、引き続き、市町村による計画策定を拡大していくことが重要である。 具体的には、2025年（令和7年）に600市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定を目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="175 1254 375 1489"> <tr> <td data-bbox="175 1254 375 1377">税負担軽減措置等の適用又は延長期間は</td> <td data-bbox="375 1254 1572 1377">令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="175 1377 375 1489">同上の期間中の達成目標</td> <td data-bbox="375 1377 1572 1489">政策達成目標と同じ （政策の達成目標は「バイオマス活用推進基本計画」（平成28年9月16日閣議決定）において定められた目標であるため、税負担軽減措置等の延長期間と一致しない。）</td> </tr> </table> <p>政策目標の達成状況</p> <p>令和2年度末時点で、市町村におけるバイオマス活用推進計画等の策定は390市町村となっており、地域資源の利活用は着実に増加してきているが、今後、600市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定を推進し、更なるバイオマス利用拡大を推進していくことが必要。</p>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）	同上の期間中の達成目標	政策達成目標と同じ （政策の達成目標は「バイオマス活用推進基本計画」（平成28年9月16日閣議決定）において定められた目標であるため、税負担軽減措置等の延長期間と一致しない。）					
税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）									
同上の期間中の達成目標	政策達成目標と同じ （政策の達成目標は「バイオマス活用推進基本計画」（平成28年9月16日閣議決定）において定められた目標であるため、税負担軽減措置等の延長期間と一致しない。）									
<p>有効性</p>	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="375 1680 877 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用予定件数</th> <th>減税見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年</td> <td>9件</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>12件</td> <td>49百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p> <p>バイオ燃料は、カーボンニュートラルの特性を持つことから利用時の環境負荷が少なく、新たな雇用創出等の経済的効果の観点から、脱炭素社会の実現を図る上で重要である。 本税制において、農林漁業者からの原料の供給と製造事業者によるバイオ燃料製造の連携した取組が促進され、農山村漁村の地域資源を利用することにより、新たな雇用と所得を確保するとともに、活力ある農山村の再生の実現に寄与する。</p>		適用予定件数	減税見込額	令和4年	9件	41百万円	令和5年	12件	49百万円
	適用予定件数	減税見込額								
令和4年	9件	41百万円								
令和5年	12件	49百万円								

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例【揮発油税、地方揮発油税】 バイオエタノールの導入を促進するため、ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税：53.8円/L）の課税標準から、混合したバイオエタノールの数量分を控除。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和3年度 メタン発酵バイオ液肥等の利用促進 1894百万円の内数 （概要）メタン発酵後の副産物をバイオ液肥としてほ場に散布するほか、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し効果を検証し、その検証結果を整理し地域の農業者等普及するための取組を支援する。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置では、バイオ燃料のうち、メタンガスを製造する際に出る副産物（バイオ液肥）の有効活用を支援する。メタンガスは、バイオ燃料法に基づく認定が最も多い燃料であるところ、副産物であるバイオ液肥は、肥料としての効果が認められることから、税制上の燃料製造支援と併せて予算措置でその有効利用を促進することで、資源の地域循環をより進めることが可能となる。
	要望の措置の妥当性	バイオ燃料製造設備の導入には多額の初期投資を伴うため、事業者が新規参入に躊躇するケースが少なくない。また、設備導入後、本格稼動し安定的な収入を得るまでに一定程度の時間を要するため、ランニングコストの負担により経営が圧迫されることが懸念される。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることにより、設置事業者のキャッシュフローが改善され、導入当初の安定的な経営に資することとなるため、支援することは適正である。 また、我が国が2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上で、カーボンニュートラルの特性を有するバイオ燃料の利用推進は重要な取組の一つである。 本年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、再生可能エネルギーの導入をKPIの一つに位置づけるとともに、今年度見直しを行うこととしている「バイオマス活用推進基本計画」（閣議決定）の中でも、バイオマスエネルギー利用の一層の推進を位置づける予定であり、当該法の仕組みが一層重要なものとなっている。 これらの動きを踏まえ、引き続き、バイオ燃料製造業者の導入初期の負担を軽減する本制度の延長を求める。
税負担軽減措置等の適用実績	適用件数 減税額	平成28年 4件 21百万円 平成29年 5件 29百万円 平成30年 6件 28百万円 令和元年 5件 16百万円 令和2年 5件 21百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（固定資産の価格） 適用総額 525,783千円（令和元年度）
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	バイオ燃料製造業者に対する固定資産税軽減措置により初期投資負担が軽減されることから、新規参入が促され、各地域におけるバイオマス活用推進計画の策定・実施に寄与した。	
前回要望時の達成目標	2025年（令和7年）までに600市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定。	

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和2年度末における市町村バイオマス活用推進計画等の策定状況は390市町村と目標の65%を達成しており、目標達成に向けて着実に増加している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成20年度税制改正により創設 平成22年度税制改正により適用期限を2年延長 平成24年度税制改正により適用期限を2年延長 平成26年度税制改正により適用期限を2年延長 平成28年度税制改正により適用期限を2年延長 平成30年度税制改正により適用期限を2年延長 （バイオディーゼル燃料製造設備は、適用対象を中小事業者等に限定。） 令和2年度税制改正により適用期限を2年延長 （バイオ燃料製造者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1/2）について、ガス製造設備以外の製造設備に係る課税標準価を価格の3分の2とした。）</p>